

# 3. 民間団体と農業分野で地理空間情報を共用する

本章では、岩見沢地域を実例に、市と農業団体との間で地理空間情報の共用を円滑に進める上で必要な準備の考え方等について紹介します。また、情報共有のためのクリアリングハウス構築、民間団体を含む団体間で個人情報に該当する地理空間情報を取扱う場合の留意点について説明を行います。

## 3.1. 共用が期待される地理空間情報の特性を確認する

岩見沢市が保有する地理空間情報の中で、共用の対象となる基本的な情報は、「地番図」、「家屋図」、「道路データ」、「航空写真」です。また、空知中央 NOSAI、北海土地改良区が保有する地理空間情報の中で、共用の対象となる主要な情報として、「圃場図」、「農業水利施設位置図」があげられます（表 3.1-1）。

表 3.1-1 共用の対象となる地理空間情報の例

保有主体	情報名	内容
岩見沢市	地番図	土地の区画形状（＝地番線（字名、字界を含む））
		地番情報（＝地番・枝番）、面積
		所有者
	家屋図	家屋の形状
	道路データ	道路台帳をもとにデジタル化された道路形状
	航空写真	解像度 25cm 程度の上空から撮影された写真
空知中央 NOSAI	圃場図	圃場の区画形状、作付品目、面積
		土地所有者、耕作者
北海土地改良区	農業水利施設位置図	農業水利施設名
		農業水利施設位置

このうち家屋図、道路データは地物の形状を示すものであり、航空写真は背景図や他の地理空間情報を作成する際の基本データとなるものです。

地番図は土地の区画形状を示したものに土地区画ごとの番号（地番・枝番）、所有者、用途（宅地、農地など）が属性情報として備わっています。圃場図は、地番図において農地として登録されている情報をさらに細分化し、実際に営農を行っている区画の形状を表した情報です。これには地番図の属性情報である土地所有者に加え、耕作者や作付品目情報などが属性情報として備わっています。

農業水利施設位置図は土地改良事業等により造成されたダム、頭首工、用排水機場及び用排水路等の基幹的な水利施設の位置を地形図上に示した情報です。

このうち、共用のための基本となる地理空間情報（基図になる情報）は、地番図、家屋図、道路データ、航空写真であり、これらの情報を利用する主な業務とその法的な根拠等は、以下となります（表 3.1-2）。

### 3.1. 共用が期待される地理空間情報の特性を確認する

**表 3.1-2 地番図、家屋図、道路データ、航空写真を利用する主な業務とその根拠法等**

利用主体	利用目的／業務内容	根拠法等
岩見沢市	・都市計画の策定（都市計画区域図の作成等を含む）	都市計画法
	・農業振興地域整備計画の策定（土地利用計画図等の作成などを含む）	農業振興地域の整備に関する法律
空知中央 NOSAI	・引受面積、共済金額、共済掛金等引受事務 ・共済金等損害評価（事故認定）事務 ・栽培実績および肥培管理等の事務 など	農業災害補償法
北海土地改良区	・土地改良財産台帳の整備	土地改良法 (第 94 条の 5)
JA いわみざわ	<NOSAI 等との共同利用> ・農作物共済などにおける共済金額（補償額）等の算定のための作物別耕地面積の把握（検査・更新・変更など）	(農業災害補償法)
	<土地改良区等との共同利用> ・農地の集団化、作業計画等の調整 ・権利移動の調整 ・適地・適作の促進等の支援	(土地改良法)
桂沢水道企業団	・給水区域、水道施設、水源の周辺の概況を明らかにする地図の作成・更新	水道法（第 7 条） 水道法施行規則 (第 1 条の 2)

また、法的な位置づけがなくても、農業団体では、地番図や航空写真等を基に圃場図や田区図（圃場図の中で実際に水田に水が張ってある部分の区画を表した情報）を作成し、業務に用います。

## 3.2. 地理空間情報の共用のためのシステム環境を整備する

各団体の GIS の導入状況は、下表の通りです（表 3.2-1）。既に多くの団体で GIS を導入していますが、岩見沢市の全庁型 GIS を除き、その利用用途は導入している部署の業務に特化しているものです。岩見沢地域のように、複数の団体間で、新たに統一的なシステム環境を整備することは現実的ではありませんので、既に導入・利用しているシステム環境を有効活用しながら、地理空間情報の共用を図ることが求められます。

表 3.2-1 岩見沢地域の GIS 導入状況

団体名	GIS 導入状況	
	導入済み or 構築中：○ 未導入：×	導入状況
岩見沢市	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁型 GIS により、全職員が航空写真、地番図、家屋図などの基本情報を閲覧可能</li> <li>・個別業務用の GIS も部署ごとに導入</li> </ul>
空知中央 NOSAI	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在構築中で、H22 年度から本格利用予定</li> </ul>
JA いわみざわ	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の GIS 導入について検討中</li> </ul>
北海土地改良区	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課金徴収業務に利用</li> <li>・GIS システムの更新について検討中</li> </ul>
桂沢水道企業団 (オブザーバー)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管路管理業務に利用</li> </ul>
三笠市 (オブザーバー・ 平成 21 年度より)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員が航空写真、地番図、家屋図などの基本情報を閲覧</li> <li>・部署ごとに閲覧できる情報を管理</li> </ul>
美唄市 (オブザーバー・ 平成 21 年度より)	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の GIS 導入について検討中</li> </ul>

岩見沢地域の GIS 導入済み団体では、北海土地改良区を除き、当面、現行の GIS システムの更新を行う予定が無いため、既に導入されている GIS の有効活用を前提に地理空間情報の共用環境について検討しました。また、GIS 未導入の団体がシステム構築を行う際の留意点についても検討を加えました。以下にその内容を説明します。

### (1)各団体が導入しているシステムを活用した地理空間情報の共用環境

GIS で用いるデータ構成を以下のように整理し、これらのデータを各団体が保有する GIS 上で利用できる条件を設定することで、情報共用のための環境を整備することとしました（表 3.2-2）。

### 3.2.地理空間情報の共用のためのシステム環境を整備する

表 3.2-2 GIS 上で用いるデータの構成

構成データ		例	システムに対する依存性
地図データ	ラスターデータ	背景図（航空写真のような画像情報）	ない ----- TIFF 形式、JPEG 形式のような汎用フォーマットで利用されている。
	ベクトルデータ	土地区画形状、家屋形状、道路形状のような四角形、円、多角形などの図形情報	ある ----- システムにより作成されるファイルフォーマットが異なる。
属性情報		土地区画ごとに結び付けられる土地所有者、土地面積、用途などの台帳情報	ある ----- システムにより作成されるファイルフォーマットが異なる。

ラスターデータは航空写真のような画像情報であることが多いため、通常、TIFF 形式や JPEG 形式のような汎用フォーマットで利用されており、システムの種類に依存しない情報です。このことから、ラスターデータの情報共用を行う際には、TIFF 形式、JPEG 形式で情報提供を行うこととしました。

ベクトルデータや属性情報は、それぞれのシステムにより利用できるファイルフォーマットが異なるため、そのまま情報共用をすることはできません。しかし、現在の多くの GIS では、共通フォーマットとしてシェイプファイルのインポート・エクスポートが可能となっています。そこで、岩見沢地域では、共用が望まれるデータをシェイプファイルに変換を行った上で情報提供を行うこととしました（表 3.2-3）。

表 3.2-3 構成データ別共用フォーマット

構成データ		共用フォーマット形式
地図データ	ラスターデータ	TIFF 形式、JPEG 形式 ----- シェイプファイル形式（.shp/.shx/.dbf 形式）
	ベクトルデータ	
属性情報		

#### (2)GIS の導入を行っていない団体との地理空間情報の共用環境


GIS を導入していない団体ではパソコン上で地図情報と属性情報を結びつけた利用をすることはできませんが、いずれかの情報のみであれば利用することは可能です。例えば、地図情報は画像情報であることから一般的な画像閲覧ソフトを利用することや紙出力することで利用することが可能となります。通常の GIS のアプリケーションでは属性情報を表計算ソフトやデータベース管理ソフトで利用可能なファイル形式（csv 形式、db 形式など）に出力する機能が備わっています。したがって、属性情報をパソコン上で利用することが可能となります。

GIS が導入されていない JA いわみざわでは、空知中央 NOSAI の GIS 導入に伴い、従来、紙ベースで共用していた情報のうち、属性情報を上記の形式で提供してもらい、パソコン上で利用することを検討しています。

### (3)地理空間情報の共用を想定した GIS 導入時の留意点

地理空間情報の共用により、情報整備費用の削減を達成することが可能となります（「2.4.地理空間情報の共用・更新の効果を把握する」参照）。これには、(1)において決定された共用フォーマットに対応するシステムの導入を行うことが必要です。

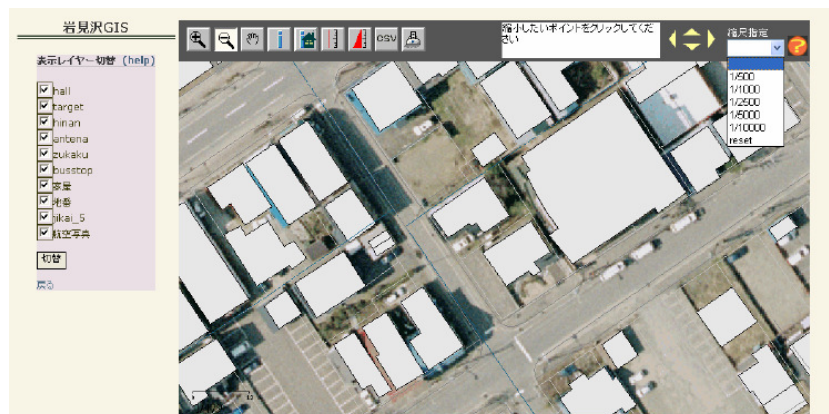
しかし、本格的な GIS の導入には、ソフトウェア購入費用、ライセンス料、保守費用、機材購入費用及び情報整備費用など多額の費用が必要となります。岩見沢市の全庁型 GIS では低額なオープンソースのシステムを採用し、機能追加（ユーザー管理、主題図閲覧等）を独自に行い、ライセンス料や保守費用の削減に努めています。他団体において、費用負担の少ないシステム導入を検討する際には、岩見沢市の全庁型 GIS 構築時の事例が参考になると考えられます（事例 4）。

 【事例 4】 参照



#### 【事例 4】 岩見沢市の全庁型 GIS の事例

岩見沢市の全庁型 GIS はオープンソースのソフトウェアを基に構成されているウェブ GIS である。オープンソースであることから、望む機能を自由に追加したり、独自に構築したサーバー環境上でこのソフトウェアを利用することで、通常は毎年度必要となるライセンス費用を削減することが可能となる。また、ウェブ GIS とはインターネット上で利用する GIS であることから、個別の PC へのソフトウェアのインストールも不要となるため、導入に際しての作業負担も大きく削減可能である。



岩見沢市全庁型 GIS

### 3.3. 地理空間情報の共用のための準備をする

地理空間情報の共用においては、電子化された情報を流通させることが最も効果があります。しかし、3.2.で述べたように地理空間情報の共用を望む団体全てがGISを導入しているとは限りません。情報共用時には、提供先の団体のシステム導入状況やシステムの機能を事前に把握し、情報提供者、情報利用者の双方に負担が生じないよう事前協議をすることが必要です。

また、地理空間情報には個人情報が含まれる場合もあることから、共用する地理空間情報が個人情報に該当するかの判断を行い、個人情報に該当する場合には、どのような取扱いをしなければならないかを事前に整理する必要があります（詳細は、「3.6.個人情報を含む地理空間情報を運用する」を参照）。

地理空間情報の共用のための準備として、岩見沢地域で実施した内容は以下のものです。

#### (1)事務的観点からのチェック事項

市町村と民間団体間の情報共用にあたって、提供する地理空間情報が個人情報に該当するか、個人情報に該当する場合はどのような手続きを要するかを整理しておかなければなりません。

また、岩見沢地域では、地理空間情報の整備・更新状況を管理するための情報共有方法として、クリアリングハウスを用いることとしています。クリアリングハウス利用にあたっては、無制限な情報流出とならないよう利用する団体の登録を行うことや容易に持続できるシステムとするため、登録するメタデータの項目について、内容確認の簡便化、メタデータ作成時の人的負担軽減のためにも登録項目の絞込みやメタデータ作成者の選定が必要です（表 3.3-1）。

表 3.3-1 事務的観点でのチェック事項

チェック項目	チェックの視点	(参照) 本手引きの関連箇所
地理空間情報の個人情報該当性	各主体の個人情報保護条例、個人情報保護規則で定義される個人情報を含む地理空間情報に該当するかの判断が必要となります。	3.6. 個人情報を含む地理空間情報を運用する
地理空間情報が個人情報に該当する場合の手続き	各主体の個人情報保護条例、個人情報保護規則に基づき、提供に際しての根拠及び提供方法の整理が必要となります。	
クリアリングハウス利用団体について	クリアリングハウス運用ルールを定め、これに同意する団体のみが利用することが可能となるよう留意する必要があります。	3.5. 地理空間情報を共用するにあたっての課題を解決する
クリアリングハウスに登録するメタデータ項目について	地理空間情報の問合せ先、整備年度、縮尺精度、情報提供に際しての手続き等を簡便に知り得る内容の整理が必要となります。	
メタデータ作成・登録について	クリアリングハウスを有効活用するためにもメタデータが常に最新のものとなるよう努力しなければなりません。	

**(2)技術的観点からのチェック事項**

地理空間情報の流通促進に向けた整理・調整事項として、情報共用時のファイル形式の統一を図るとともに、どのような団体がいかなる情報を保有し、整備しているかにかかる情報を共有する方法が考えられます。

岩見沢地域では、各主体が既に GIS を導入もしくは、導入検討中であることから、それぞれが保有する GIS で利用可能となる汎用的なファイル形式での情報流通が必要となります。これに加え、ファイル形式以外にも業務に利用するために必要となる縮尺精度を満たしているかを確認することが必要となります（表 3.3-2）。

**表 3.3-2 技術的観点でのチェック事項**

チェック項目	チェックの視点	(参照) 本手引きの関連箇所
現在利用している GIS で利用できるファイル形式について	各主体が利用している GIS でシェイプファイル形式、TIFF 形式、JPEG 形式を利用できるかをチェックします。また、情報提供に際して、これらの形式に変換する機能が GIS に備わっているかを確認します。	3.2. 地理空間情報の共用のためのシステム環境を整備する
必要とする縮尺精度について	各主体が保有している地理空間情報の縮尺精度を確認し、業務や新たな情報整備に必要な縮尺精度を満たしているかを確認します。	2.2. 地理空間情報の整備・共用・更新における現状を把握する

---

---

## 3.4. 地理空間情報を共用して業務を行う

---

---

「2.4.地理空間情報の共用・更新の効果を把握する」において、各主体間における情報の流動に沿って整理していますが、ここで改めて情報の流動にかかる全体像を示します。

空知中央 NOSAI が、岩見沢市から提供を受けた航空写真、地番図、地形図等の地理空間情報をもとに新たに作成する圃場図（土地所有者、耕作者などの属性情報を含む）を JA いわみざわ、北海土地改良区で共用することにより、図 3.4-1 に示すような情報流通が行われます。

JA いわみざわでは、空知中央 NOSAI からデジタル化された圃場図にかかる属性情報の提供を受けることで、共済組合員コードから、農協組合員コードへの一括変換が可能となり、従来の情報入力業務の負担軽減となります。また、北海土地改良区では、空知中央 NOSAI から圃場図に記載されている土地所有者、耕作者情報等の提供を受けることにより、従来は、独自に法務局から情報取得を行ない、実施していた田区図修正の業務効率化を図ることが可能となります。

岩見沢地域では、上記のような情報流通を促進するため、3.2.で述べたように GIS のソフトウェアに左右されにくい、共通フォーマットでの情報共用を基本的な考えとしています。ただし、北海土地改良区のように導入してから年数を経過したシステムでは、膨大な量に及ぶデータの取り込みができない可能性も考えられます。そのような場合には、システム環境を再度確認し、部分的な情報で業務に利用できるのであれば、データを細分化して共用するなどの対応をとることが望まれます。

また、GIS を導入していない JA いわみざわに対しては、属性情報は電子ファイルで提供するもの、地図情報は紙ベースで提供するなどの対応を行うこととしています。地理空間情報の共用には、GIS を保有しているか否かに関わらず、可能な部分から共用を進めることが重要です。



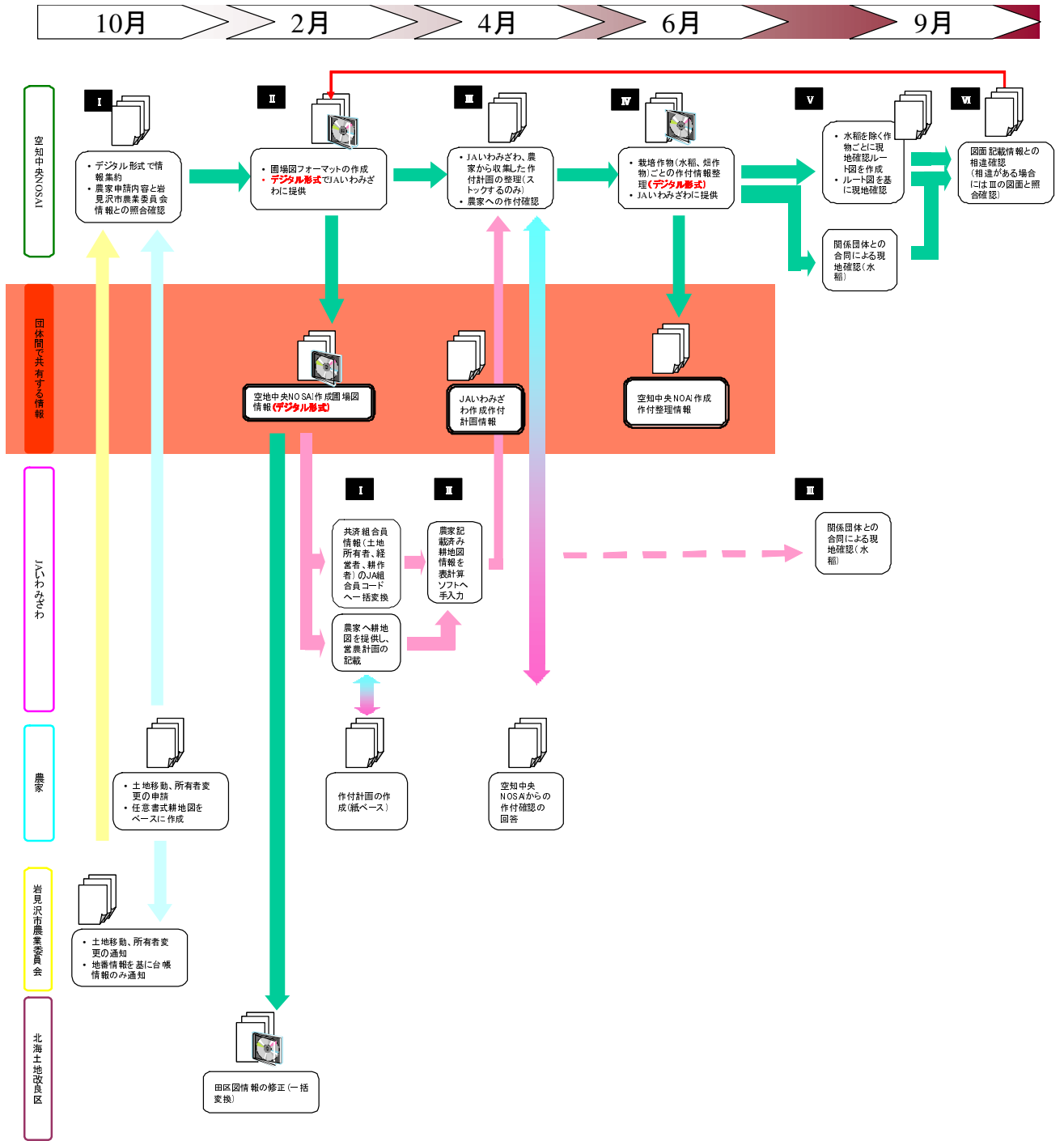


図 3.4-1 各団体間の情報共用連携イメージ

## 3.5. 地理空間情報を共有するにあたっての課題を解決する

地理空間情報の共有においては、各団体が、「どのような情報」を「どのような形」で、「誰」が作成・所有しているかを把握することが効果的です。ここでは、地理空間情報の共有方法の一つであるクリアリングハウスの構築について、岩見沢地域の事例をもとに説明します。

### 3.5.1.クリアリングハウスを利用する目的

「クリアリングハウス」とは、インターネット上で地理空間情報の所在情報等を検索できるシステムであり、一般的には以下の要件を満たすことが必要です。

**【クリアリングハウスに求められる要件】**

- ・誰もが容易にかつ安価に利用できるシステムとなる必要がある。
- ・登録するデータの作成、更新が簡便なシステムである必要がある。
- ・不正な外部アクセスや無制限な情報流出が発生しないようにすることが必要である。

(参考) 国土地理院地理情報クリアリングハウスHP (<http://zgate.gsi.go.jp/ch/jmp20/jmp20.html>)

利用者は、クリアリングハウスで情報検索することにより、自らが必要とする地理空間情報の内容、精度、作成・更新時期、対象地域、作成者、問合せ先等の情報を入手できることとなります。この仕組みを用いることで、データの相互利用が促進され、不必要な重複投資が回避されることが期待できます。例えば、岩見沢地域では、アンケート調査の結果、地番図の整備・更新は、北海土地改良区と岩見沢市がそれぞれ独自に実施していることがわかりました。

### 3.5.2.利用団体の同意


岩見沢市では、本実証調査の検討委員会の参加メンバーである(株)はまなすインフォメーションが独自にクリアリングハウスシステムの試作を行っており、本実証においては、クリアリングハウスの運用ルールに同意し、その適用団体とされた団体へ無償で提供されました。これを利用する団体は、以下の内容について、運用ルール適用団体各構成員への公開に同意できる団体であることが前提となります。

運用ルールの適用団体として記載されていない団体がクリアリングハウスを利用する場合には、推進体制に参加の上、運用ルールの内容に同意することで利用可能となります。

**【クリアリングハウス上で公開する情報内容】**

- ・地理空間情報に関する事項（地理空間情報名、整備時期、整備仕様、作成範囲、属性項目）の項目
- ・提供時の問い合わせ部署
- ・共用制限事項

ここでは、岩見沢地域で実際にクリアリングハウスを利用している地理空間情報とクリアリングハウス利用の際に取り交わした運用ルールを事例5で示します。

 【事例5】参照



## 【事例 5】クリアリングハウスに登録している情報及び運用ルール

平成 20 年度より、平成 19 年度ニーズ調査で共用ニーズの高い地理空間情報（航空写真、地番図、家屋図、道路データ）について、情報共有を行った。また、同年度には各機関の実務者により構成される「クリアリングハウスWG」を開催し、試作版クリアリングハウスシステムを利用しての感想や改善点の検討を行った。

平成 21 年度には、平成 20 年度の意見をもとにシステム改修を行い、メタデータを登録し、情報の公開を行った。平成 21 年度に登録を予定している地理空間情報は下表のものである。岩見沢地域では、実証事業終了後は次頁の運用ルールに基づき、クリアリングハウスを利用する団体間で使用料の支払いについて協議を行うこととしている。

表 クリアリングハウスに登録している地理空間情報

部局または団体	部	課	係	地図/台帳/画像の名称
空知中央 NOSAI	農作部	農作課		任意の作物作付耕地図
北海土地改良区	総務部	賦課調整課		地番図
				オルソ画像（航空写真）
				北海航測測作成地形図
				田区図（ポリゴンのみ）
桂沢水道企業団	企業局	管理課	工務係	地番図
				現況平面図及び管路図
				水道地図(国土地理院長の承認を得て同院発行の 1/50,000 地形図を複製したものである。)
				管路台帳システム

### 3.5.地理空間情報を共用するにあたっての課題を解決する

#### クリアリングハウス運用ルール（平成 21 年 4 月）

##### （目的）

岩見沢地域を対象として実施する「岩見沢市地図情報等利活用推進モデル事業」（以下「本事業」という。）において、共用する地理空間情報の円滑な流通を目的として、クリアリングハウスを設置し、以下の規則に則り、運用を行うものとする。

##### （適用団体）

岩見沢市、いわみざわ農業協同組合、北海土地改良区、空知中央農業共済組合、桂沢水道企業団

##### （クリアリングハウス利用にあたっての準備）

クリアリングハウス利用にあたって必要とされるソフトウェアのダウンロードについては、各団体のシステム管理者と協議の上、個別端末にダウンロードし、インストールを行うものとする。

##### （クリアリングハウス利用時の権限について）

1. クリアリングハウスシステムの管理者は株式会社はまなすインフォメーションとし、同社はクリアリングハウス利用における閲覧権限についての統括的管理者を設置することとする。
2. 各団体のクリアリングハウス利用においては、各団体のアクセス権管理者が株式会社はまなすインフォメーションの統括的管理者へ連絡し、閲覧の許可を受けるものとする。
3. 各団体のアクセス権管理者及び各団体の利用者はそれ以外の者がクリアリングハウスを閲覧できないようパスワード情報等の漏えい防止に努めることとする。

##### （クリアリングハウスに登録するメタデータについて）

1. クリアリングハウスに登録するメタデータはそれにより個人を特定し得る情報とならないよう、地理空間情報に関する事項（地理空間情報名、整備時期、整備仕様、作成範囲、属性項目）の項目及び提供時の問い合わせ部署、共用制限事項の情報のみとする。
2. 当該地理空間情報が個人情報に該当する場合には、各団体の個人情報保護規定に則し、外部への情報提供のための手続き方法をメタデータに記載し、登録を行うこととする。
3. 登録する地理空間情報のメタデータについては、定期的に、共用を望む地理空間情報のニーズ確認を行い、共用ニーズの高い地理空間情報のメタデータを中心とする。

##### （クリアリングハウス機能の追加、登録するメタデータの範囲拡充等について）

1. クリアリングハウスの機能の追加については、各団体の意見をもとにクリアリングハウスシステム管理者が行うこととする。
2. クリアリングハウスの機能の追加時に費用が発生する場合には、本ルールの適用団体が費用負担について協議することとする。登録するメタデータの範囲拡充においては、岩見沢市個人情報保護条例、各団体の個人情報保護規定等を踏まえ十分に協議をすることとする。

### 3.5.3. クリアリングハウスの運用

クリアリングハウスは地域連携体制に参加するすべての団体が利用することで効果が上がるものです。その管理・運用に当たっては、システム管理者を設定し、全体管理を行うことが必要となります。

また、システムを利用する団体によっては、外部アクセスの制限を受けることも考えられることから、各団体内のシステム管理者への外部アクセスの申請を行うことも求められます。岩見沢地域では、図3.5-1に示すように、各団体のアクセス権管理者が、クリアリングハウスシステム管理者に対して、クリアリングハウス利用申請を代表して行い、公開URL、パスワードの配布を受けることとなります。各団体のアクセス権管理者は、配布された公開URL、パスワードを団体内の利用者に対して、再配布することで、各団体の職員がクリアリングハウスを利用できるようになります。

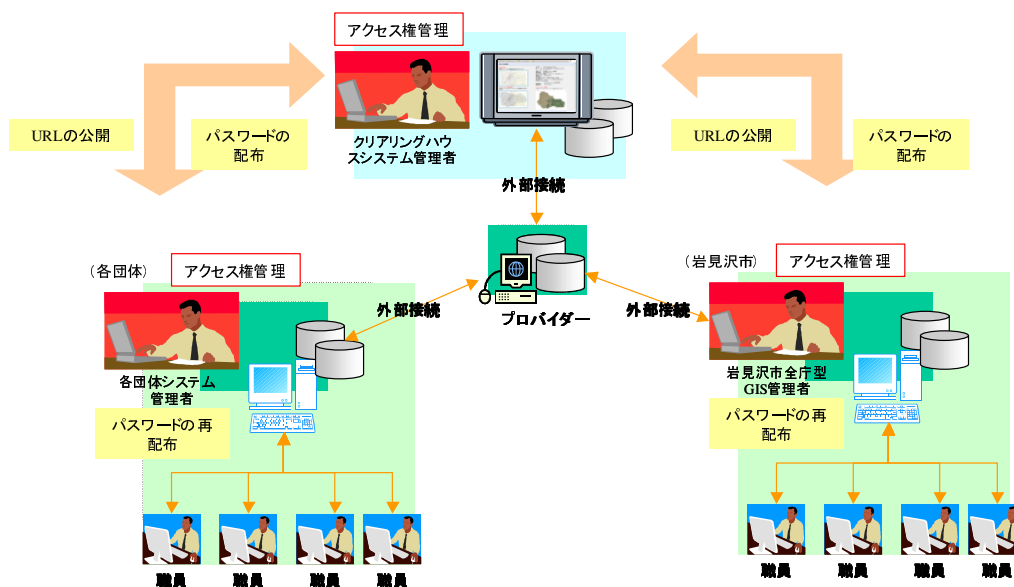



図 3.5-1 岩見沢地域のクリアリングハウス管理体制

事例6では岩見沢地域で利用するクリアリングハウスの管理体制について、事例7では、クリアリングハウスシステム上でのユーザ管理及び同システム利用時の各団体での対応方法について示します。

 【事例6、7】参照



【事例 6】岩見沢地域クリアリングハウスのシステム管理者の選定

クリアリングハウスシステムの運用においては、クリアリングハウス利用における閲覧権限についての統括的管理者として、クリアリングハウスシステム管理者を設置する。岩見沢地域においては、(株)はまなすインフォメーションにクリアリングハウスシステム管理者を置き、各団体にアクセス権管理者を設置する。

各団体のクリアリングハウス利用においては、各団体のアクセス権管理者がクリアリングハウスシステム管理者へ連絡し、閲覧の許可を受ける。

各団体のアクセス権管理者及び各団体の利用者はそれ以外の者がクリアリングハウスを閲覧できないようパスワード情報等の漏えい防止策を講じる必要がある。

各利用団体の規則では、電子ファイルの外部提供が情報管理規則に抵触する場合も考えられることから、クリアリングハウスの利用目的を明確にし、各団体の情報管理責任者に申請を行う。



【事例 7】岩見沢地域のクリアリングハウスの例

岩見沢地域で試作されたクリアリングハウスでは、クリアリングハウスシステム管理者のみがアクセス権の管理を行うよう機能整備が行われている。管理者のアカウント、ログインIDを入力したものが、「ユーザ管理」画面に入ることができ、ユーザの新規登録、変更、削除が可能となる(図1)。

空知メタデータ検索サービス

ID	アカウント	種別	メール	登録日	更新日	
1	admin	管理		2009/09/09	2009/09/10	編集 削除
2	ito	一般		2009/09/10	2009/09/10	編集 削除
3	matsudate	管理		2009/10/08	2010/01/14	編集 削除
4	hamanasu	管理		2009/10/27	2010/01/15	編集 削除
6	wamizawa	管理		2010/01/13	2010/01/15	編集 削除
7	hokkai	管理		2010/01/13	2010/01/15	編集 削除
8	jaiwamizawa	管理		2010/01/13	2010/01/15	編集 削除
9	sorachinosai	管理		2010/01/13	2010/01/15	編集 削除
10	katurazawa	管理		2010/01/13	2010/01/15	編集 削除
11	hit	管理		2010/01/15	2010/01/15	編集 削除
12	ootomo	管理		2010/01/15	2010/01/15	編集 削除
13	hashimoto	管理		2010/01/15	2010/01/15	編集 削除
14	bibai	管理		2010/01/15	2010/01/15	編集 削除
15	mlkasa	管理		2010/01/15	2010/01/15	編集 削除
16	mlit	管理		2010/01/15	2010/01/15	編集 削除

図1 ユーザ管理画面

(1) ユーザ登録

ユーザの登録には「アカウント」、「メールアドレス」、「パスワード」、「種別」の登録が必要となる(図2)。メールアドレスはユーザの重複登録を防止するために登録するものである。種別は「管理」、「一般」に分けられ、「管理」に登録されているユーザがユーザ登録を行うことが可能となる。

空知メタデータ検索サービス

アカウント	<input style="width: 80%;" type="text"/>
メール	<input style="width: 80%;" type="text"/>
パスワード	<input style="width: 80%;" type="password"/>
再入力	<input style="width: 80%;" type="password"/>
種別	<input type="radio"/> 管理 <input checked="" type="radio"/> 一般
<input style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px 15px; border: none;" type="button" value="更新"/>	

**図 2 ユーザ登録画面**

(2) アクセス権管理者への申請

クリアリングハウスはインターネットを通じて、外部情報の検索を行うものであるが、団体によっては、インターネットの外部アクセスを制限している場合がある。こうした場合には、クリアリングハウス利用において、各団体のアクセス権管理者に外部アクセス許可の申請を行うことが必要である。

(3) 情報管理者への申請

一部団体の情報保護管理規則では、団体内で利用している文書及び図面等の電磁的記録が情報セキュリティ対策の対象となる場合がある。「空知中央 NOSAI 情報保護管理規則」第 3 条第 2 項では、「個人情報を含むすべての情報（電磁的に記録されたもの及び入出力帳票を含む。）及び情報を管理する仕組み（情報システム及びその開発・運用・保守に関する資料等をいう。）」を情報資産としており、同条第 10 項には情報資産の管理について記載されている。また、同規則第 35 条では情報システムにかかる情報として、「文書及び図面等の電磁的記録」がセキュリティ対策の対象となっている。そのため、空知中央 NOSAI で整備するメタデータの外部提供についても制限を受ける可能性がある。

上記対策の実施は、同規則第 28 条に基づき、「情報保護管理委員会」が行うとしており、「情報保護管理委員会」に対し、メタデータのみでは個人を特定する情報とならないこと、地域間で情報を共有し、情報整備時の経費節減に資する等の根拠を明確にした申請作業が必要である。

### 3.5.4.メタデータの作成・登録

#### (1)登録する地理空間情報の種別選択

共用ニーズの高い地理空間情報を整理・抽出し、クリアリングハウスに登録するためには、アンケート調査やヒアリング調査を行うことが有効です。登録する地理空間情報については、定期的に共有を望む地理空間情報のニーズ確認を行い、共用ニーズの高い地理空間情報を中心とするメタデータの登録を行なうことで、更新作業の負担を軽減することが可能となります。


岩見沢地域においてクリアリングハウスに登録を行った地理空間情報は前述の事例5(p.3-11を参照)の通りです。

#### (2)作成するメタデータの項目の整理

メタデータについては、JMP2.0 (Japan Metadata Profile 2.0) に則し、必須要素を項目とすることで、公共測量成果と同様の情報を記載することが可能となり、汎用性が高まります。また、メタデータに記載する項目は、地理空間情報に関する事項（地理空間情報名、データ種別、作成年度、縮尺・精度、言語、主題分類など）及び連絡先（問い合わせ部署）等であり、個人を特定し得る情報は記載しません。メタデータの主題分類については、JMP 2.0仕様書（国土地理院技術資料 E-1-No.281）に基づいてコードの記載を行います。

岩見沢地域では、情報の提供に際して地理空間情報が個人情報に該当すると判断される場合は、各自治体の個人情報保護条例、個人情報保護に関する法律、各団体の個人情報保護規定に則し、個人情報が含まれる地理空間情報を提供する際の取り交わし事項や申請方法、根拠となる法令、又は条例項目等について記載し、情報提供時の対応を円滑に進めることとしました。そこで、メタデータに情報利用に際しての手続き情報についても記載をすることとしました。

事例8では、岩見沢地域で利用したクリアリングハウスに登録されるメタデータの内容について示します。

 【事例8】参照





## 【事例 8】岩見沢地域のメタデータ例

## 【クリアリングハウスに登録されるメタデータ項目】

項目名	記載される内容
地理空間情報名	地理空間情報の名称を記載する。
データ種別	「紙」もしくは「デジタル」で媒体の状態を示す。
作成年度	地理空間情報作成年度もしくは更新年度を記載する。
縮尺・精度	地理空間情報縮尺もしくは画像解像度を記載する。
言語	地理空間情報に用いられる言語を記載する。 日本語を用いている場合は「JPN」と記載する。
主題分類	データ分類のためのコードを記載する。 例えば、「航空写真」は「画像」であるので、「全地球基本地図画像 (010)」に分類される。 「地番図」は土地所有者や地目などの土地及び土地利用に関する情報であるので、「土地台帳計画 (015)」に分類される。
担当部署名	地理空間情報を作成・更新もしくは管理している部署名を記載する。
担当部署連絡先	地理空間情報の提供希望に関する連絡先（電話番号）を記載する。
範囲	下記の項目のうち最低限ひとつの項目を記載する。
	地理空間要素 地理空間情報の作成範囲を記載する。 例えば、岩見沢市全域を対象とした航空写真の場合は「岩見沢市全域」と記載する。
	時間要素 〇〇年～□□年のように地理空間情報の時系列的範囲を記載する。
垂直要素 地理空間情報が標高データである場合には「最低標高」、「最高標高」など標高データの範囲を記載する。	
役割	担当部署の地理空間情報に関する役割を記載する。 例えば、地理空間情報の管理を行っているとし、「管理者」とする。地理空間情報を保有している部署の職員自身が独自に作成した場合は「創作者/管理者」とする。
要約	地理空間上の概略の説明を記載する。提供にあたっての留意事項があればここに記載する。 例えば、共用制限事項に関しては、岩見沢市個人情報保護条例、各団体の個人情報保護規定に則し、個人情報が含まれる地理空間情報提供の際の取り交わし事項や申請方法、根拠となる法令、条例項目等の記載が必要な場合にはここに記載する。
データ作成日付	メタデータの作成・更新日付を記載する。 日付については、すべて西暦とし、年、月、日を半角のハイフン記号「-」でつないだ形式で記載する。

## 【クリアリングハウスに登録される地理空間情報の主題コード】

地理空間情報名	定義コード	主題コード名称
地番図	015	土地台帳計画
家屋図	015	土地台帳計画
道路図	018	運輸
航空写真	010	全地球基本地図画像
地形図	010	全地球基本地図画像
町内会エリア情報地図	003	境界
水道施設台帳図	019	公共事業・通信
通学路・学区割りデータ	003	境界

### (3)登録データ作成者の選定

メタデータの作成及び登録は、各団体における地理空間情報の整備にかかる各部署の業務責任者が行い、メタデータの作成及び登録が一部の担当者に集中しないように留意することが必要となります。

国土地理院作業規程の準則においては、JMP2.0に準拠した書式による製品仕様書の作成が義務付けられており、メタデータが地理空間情報の整備と同時に作成されることとなります。今後、発注時の契約事項にJMP2.0に準拠した製品仕様書の作成を行うことや指定した項目が含まれるメタデータの作成を追加するなど、情報入力にかかる作業負担や費用の軽減等の方法について工夫することで、メタデータ作成に関する負担を軽減することが可能となります。

---

### 3.5.5.構築、運用、改修費用

---

クリアリングハウスシステムの構築時の費用負担や運用、改修費用の検討を行う場合は、事前に利用団体の合意を得ることが必要です。また、クリアリングハウスの機能の追加については、各団体の意見をもとにクリアリングハウスシステム管理者が行うこととし、費用が発生する場合には、「クリアリングハウス運用ルール」の適用団体が費用負担について協議する必要があります。

## 3.6. 個人情報を含む地理空間情報を運用する

地理空間情報の共用に際しては、地理空間情報の個人情報該当性の有無が課題となります。地方公共団体は個人情報保護条例、民間団体は個人情報保護法及び分野別に主務大臣が定めるガイドラインに基づく判断が求められます。

地理空間情報が個人情報に該当する場合には、どのような手順を経て、情報の利用・提供が可能であるかを明確にすることが重要です。本節では、岩見沢地域での実証に基づき地理空間情報の個人情報該当性及び個人情報に該当する場合における情報提供時に留意すべき事項について解説します。また、地理空間情報の整備に関する根拠法令も併せて整理し、情報提供の根拠についても解説を行います。

### 3.6.1 行政から民間団体を含む第三者に地理空間情報を提供する場合

#### (1) 個人情報該当性の判断基準（具体例について）

行政が保有する地理空間情報の中で、共用の対象となる「地番図」、「家屋図」、「道路データ」、「航空写真」について、各地方公共団体の個人情報保護条例の条項に基づき、各情報の個人情報該当性に関して判断することとなります（表 3.6-1）。

表 3.6-1 行政が保有する地理空間情報の例(再掲)

情報名	内 容
地番図	土地の区画形状（＝地番線（字名、字界を含む））
	地番情報（＝地番・枝番）、面積
	所有者
家屋図	家屋の形状
道路データ	道路台帳をもとにデジタル化された道路形状
航空写真	解像度 25cm 程度の上空から撮影された写真

#### (2) 個人情報保護条例における「個人情報」の定義

##### 1) 岩見沢市のケース

岩見沢市の個人情報保護条例において、個人情報は「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム又は磁気テープその他これらに類するものに記録されたものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。」（第 2 条（1））と定義され、さらに「個人情報ファイル」（第 2 条（4））について以下のように定義されています。

#### 【岩見沢市個人情報保護条例第 2 条(抜粋)】

(4) 個人情報ファイル 実施機関が保有する個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。  
 ア 個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を達成するために特定の個人情報を子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの  
 イ アに掲げるもののほか、個人情報取扱事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

### 3.6.個人情報を含む地理空間情報を運用する

岩見沢市の個人情報保護条例の「個人情報ファイル」の定義は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の条文に類似する表現となっています。

#### 2)他の地方公共団体のケース

岩見沢地域において地域連携が想定される地方公共団体として、岩見沢市に隣接する三笠市と美唄市を例に整理すると以下のとおりとなります。三笠市及び美唄市の個人情報保護条例における個人情報の定義は、いずれも「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の役員に関する情報を除く。」(三笠市個人情報保護条例第2条第1号(1)、美唄市個人情報保護条例第2条第2号(2))とされており、地方公共団体が制定する個人情報保護条例として標準的なものとなっています。

地方公共団体が保有する地理空間情報を外部に提供しようとする際は、統括版の「3.5.3.個人情報を含む地理空間情報を運用する」に示す個人判断フロー(図3.6-1)に従って、地理空間情報にかかる個人情報該当性及び個人情報に該当する場合における利用提供の可否を個々に検討した上で、最終的には各団体の条例や規則に基づいた判断を行うことが重要です。

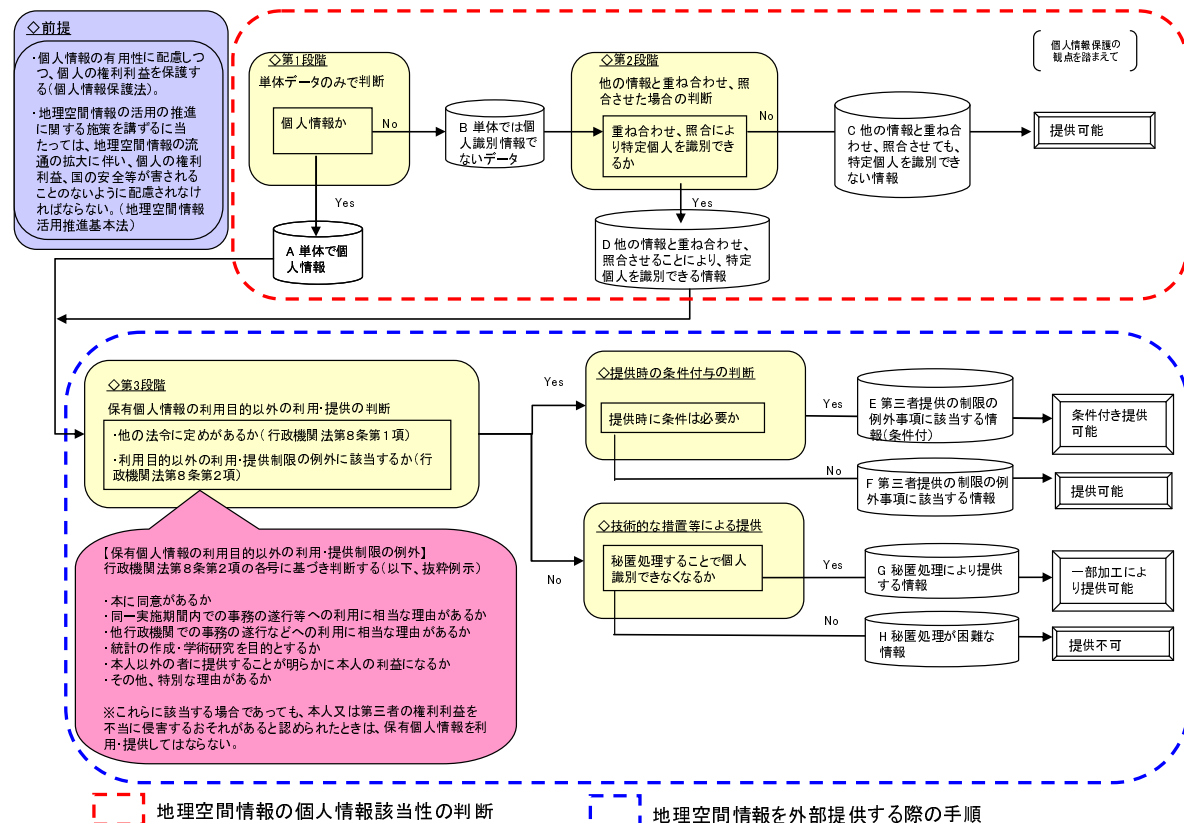


図 3.6-1 自治体における「個人情報該当性」及び「保有個人情報の利用目的以外の利用・提供」の判断と提供の手順について

#### 1)地理空間情報の個人情報該当性の判断(第1段階)

##### ①岩見沢市のケース

岩見沢市では、岩見沢市個人情報保護条例による個人情報の定義に基づき、地番図の「地番」、「土地の区画形状」、家屋図の「家屋の形状」、及び「航空写真(解像度25cm程度の上空から撮影された

写真)」については、いずれも「単体」では、個人情報に該当しないと判断しています（岩見沢市総務部庶務課の回答）（表 3.6-2）。

**表 3.6-2 岩見沢市の判断結果(第1段階)**

地番図の「地番」、「土地の区画形状」、家屋図の「家屋の形状」	⇒単体では、個人情報に該当しない。
「航空写真」	⇒単体では、個人情報に該当しない。

#### ②他の地方公共団体のケース

三笠市、美唄市では、三笠市個人情報保護条例、美唄市個人情報保護条例の個人情報の定義に基づき、地番図の「土地の区画形状」、「地番」、及び家屋図の「家屋の形状」は単体では個人情報に該当しないと判断しています（表 3.6-3）。

航空写真については、三笠市、美唄市が過去に航空写真を市民向けに公開、あるいは第三者に提供した実績がないこと、また、現在保有している航空写真の撮影時期が比較的古いものであること等から、実際の判断は、具体的なケースが発生した時点で行うとしているが、岩見沢市の判断が参考になるとの回答を得ました（表 3.6-3）。

**表 3.6-3 三笠市、美唄市の判断結果(第1段階)**

地番図の「地番」、「土地の区画形状」、家屋図の「家屋の形状」	⇒単体では、個人情報に該当しない。
--------------------------------	-------------------

#### 2) 地理空間情報の個人情報該当性の判断（第2段階）

地番図の「土地の区画形状」、「地番」、家屋図の「家屋の形状」は、単体では個人情報に該当しませんが、「地番」、「土地の区画形状」については、「他の情報と重ね合わせるにより個人を識別可能な情報」に該当する可能性があります。

#### ①岩見沢市のケース

岩見沢市の個人情報保護条例では、「他の情報と照合することにより特定個人を識別することができる情報」の取扱いについて条文には明記されていませんが、そのような情報は個人情報として取扱うというのが岩見沢市の見解です。「岩見沢市個人情報保護条例の解釈及び運用について」によれば、第2条1項の「個人情報」の定義について『特定の個人が識別され、又は識別され得るもの』には、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日等により特定の個人が明らかに識別できる情報のほか、当該情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報も含まれる。』とされています。

例えば、地番図に記載された「地番」、「土地の区画形状」は、単体データとしては個人情報に該当しませんが、不動産登記情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるため、個人情報として取扱います。しかしながら、「地番」及び「土地の区画形状」については、法務局備付けの不動産登記情報及び地図（公図）により、誰もが閲覧可能であることから、法令の規定により又は慣行として公にされているという事実があると考えられます。

一方、高解像度の航空写真も、拡大すると個人の住宅敷地内の情報（敷地内のおおまかな利用状況、自動車保有状況など）が看取される可能性があるため、特定の個人を識別するには至らないものの、公にすることで一般に他者に知られたくないプライバシーにかかる情報が明らかとなることがありま

### 3.6.個人情報を含む地理空間情報を運用する

す。現在、岩見沢市がHP上で公開している航空写真は、概ね50cm解像度に加工をし直し、拡大率に制限をかけ、保護を行っています。

**表 3.6-4 岩見沢市の判断結果(第2段階)**

地番図の「地番」、「土地の区画形状」	⇒単体データとしては個人情報に該当しないが、「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報」であり、個人情報として取扱う。
航空写真	⇒単体データとしては個人情報に該当しないが、公にすることで、一般に他者に知られたくない情報が明らかとなることがないかどうかという観点からのチェックが必要。

#### ②他の地方公共団体のケース

三笠市及び美唄市の個人情報保護条例の条文には、「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報」の取扱いについて、岩見沢市個人情報保護条例同様明確な規定はされていません。また、三笠市、美唄市では、過去に地番図等の外部提供を行ったことがないことから、本調査期間中にこれらの地理空間情報が「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報」となるかの明確な判断を出すまでには至っておらず、岩見沢市や他市の事例を基に判断基準について、今後具体的な検討が必要であるとの回答を得ました。

ここでは三笠市、美唄市の検討の参考となるよう岩見沢市以外の市の例について、個人情報保護条例の記載を基に解釈事例を紹介します。

例えば、箕面市個人情報保護条例の場合、条文に規定される個人情報は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）をいう。」と定義されていますが、箕面市は「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」を氏名や住所等によって特定の個人がその情報から直接分かる場合のほか、氏名が記載されていなくても、記号番号等で他の情報と結びつけることにより特定の個人が分かる情報又は内容で特定個人が推測できる情報を含むものと解釈しています。

<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）をいう。</p>
<p>&lt;解釈&gt;</p> <p>1 第1号関係</p> <p>(1)「個人に関する情報」の「個人」とは、自然人をいい法人を含まないから、法人その他の団体に関する情報は本号に該当しない。また、事業を営む個人の当該事業に関する情報も個人情報から除外される。さらに、「情報」の内容及び種類、マニュアル（手作業）処理及び電算処理並びにその他の処理方法のいかんを問わず保護の対象とする。</p> <p>(2)「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」とは、氏名や住所等によって特定の個人がその情報から直接分かる場合のほか、氏名が記載されていなくても、記号番号等で他の情報と結びつけることにより特定の個人が分かる情報又は内容で特定個人が推測できる情報を含む。</p> <p style="text-align: right;">（「箕面市個人情報保護条例の解釈と運用」より）</p> <p style="text-align: right;"><a href="http://www2.city.minoh.osaka.jp/SOUMU/KOUKAI/hogo_seikyu.html">http://www2.city.minoh.osaka.jp/SOUMU/KOUKAI/hogo_seikyu.html</a></p>

また、花巻市個人情報保護条例のように、条項に「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と明記している条例もあります。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

（「花巻市個人情報保護条例」より）

[http://www.city.hanamaki.iwate.jp/city/somu/kojin\\_johohogo.html](http://www.city.hanamaki.iwate.jp/city/somu/kojin_johohogo.html)

これらの参考事例を基に、三笠市及び美唄市の両市が岩見沢市や箕面市などと同様の解釈をする場合は、個人情報として扱うこととなります。

### 3) 地理空間情報を外部提供する際の判断手順

#### ア. 地理空間情報の外部提供の可否に関する判断（第3段階）

判断フローの第3段階では、地理空間情報の外部提供の可否について判断します。各市の個人情報保護条例（利用及び提供の制限）では、個人情報の目的外利用等を行ってはならない旨規定していますが、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することになる場合を除き、利用及び提供が可能となる例外として「公益上の必要性が認められる」場合について規定しています。岩見沢市個人情報保護条例では、これに加え、「同一の実施機関内及び他の実施機関」への提供、「国等」への提供についての規定を明記しています。

#### ① 岩見沢市のケース

##### a) 国等に提供する場合の判断

第三者に対する情報提供、特に、第三者が岩見沢市個人情報保護条例に規定する「国等」に該当する場合においては、岩見沢市個人情報保護条例第8条第1項第6号（「国等に提供する場合であつて、個人情報を利用する者が、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについてやむを得ない理由があると認められるとき。」）に該当するかどうかを判断することとなります。

岩見沢市個人情報保護条例における「国等」とは、「国、独立行政法人等、他の地方公共団体その他公共団体又は公共の団体」であり、岩見沢市では、桂沢水道企業団<sup>1</sup>だけでなく、北海土地改良区、空知中央NOSA、JA いわみざわについても「国等」に該当すると解釈しています。

また、ここで、「事務の執行に必要な限度」とは、「利用する実施機関又は提供を受ける公的機関の具体的な事務の目的に照らして、必要最小限の範囲である。」とし、「やむを得ない理由」については、「行政機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。」というのが岩見沢市の見解です（「岩見沢市個人情報保護条例の解釈及び運用について」より）。

岩見沢市では、地理空間情報について個人情報に該当する可能性がある場合において「事務の執行に必要な限度で、やむを得ない理由があると認められる」ことにより国等に対する提供が可能か否かについて、以下の手順により判断することとなります。

<sup>1</sup>水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する地方公営企業を共同処理する一部事務組合を企業団という。一部事務組合とは、複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織で、地方自治法284条2項により設けられる。

### 3.6.個人情報を含む地理空間情報を運用する

- ①原課で判断
- ②原課で判断不可能な場合は総務部庶務課で判断
- ③総務部庶務課で判断不可能な場合、個人情報保護審査会に諮問すべきかを判断
- ④個人情報保護審査会への諮問を行うべきとの判断が必要とされた場合には、個人情報保護審査会における意見を踏まえて、情報提供の可否を判断

ただし、条例第 27 条により、他の法令等に開示等の手続きが定められている場合は、条例を適用しない。

#### b) 同一行政機関内で利用提供する場合の判断

同一の行政機関内に設置されている農業委員会に提供する場合については、実施機関内での個人情報の利用となるため、岩見沢市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号「同一の実施機関内において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、個人情報を利用する実施機関が事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについてやむを得ない理由があると認められるとき。」に該当するか否かを判断します。

#### 【岩見沢市個人情報保護条例第 8 条】

(利用及び提供の制限)

第 8 条 実施機関は、個人情報の目的外利用等(個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供することをいう。以下同じ。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一の実施機関内において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、個人情報を利用する実施機関が事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについてやむを得ない理由があると認められるとき。
- (6) 国等に提供する場合であって、個人情報を利用する者が、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについてやむを得ない理由があると認められるとき。
- (7) 専ら学術研究又は統計のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報の目的外利用等を行うときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(平 19 条例 25・一部改正)

#### c) 同一行政機関以外の者に提供する場合の判断

上記、a) b) の例外規定に該当するケース以外は、岩見沢市個人情報保護条例第 8 条第 1 号第 8 項に基づき、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があると認めるときに該当する場合に提供が可能となります。岩見沢市では、「公益上必要があると認めるとき」について、以下の解説及び運用を行っています。

#### (11) 第 8 号関係

ア 「公益上必要があると認めるとき」とは、第 1 号から第 7 号までに定める場合のほか、個人情報の目的外利用等をすることが社会一般の利益を図るために必要がある場合、行政サービスの向上、行政の効率化等に寄与する場合等をいう。

イ 本号の規定により個人情報の目的外利用等をする場合には、当該個人情報の目的外利用等の妥当性について客観的な判断が要求されることから、あらかじめ審査会の意見を聴くこととしたものである。

「岩見沢市個人情報保護条例の解釈及び運用について」より



## ②他の地方公共団体のケース

岩見沢市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 6 号に該当する条項は、他の地方公共団体の条例にはほとんど見られない条項であると考えられます。したがって、地理空間情報の外部への提供の可否については、多くの地方公共団体の個人情報保護条例に規定されている「公益上の必要性」がある場合における利用目的外の利用提供制限の例外規定（三笠市個人情報保護条例第 10 条第 1 項（4）、美唄市個人情報保護条例第 10 条第 1 項（4））に基づき、判断するのが一般的と考えられます。

表 3.6-5 目的外の利用・提供制限の例外規定

三笠市個人情報保護条例	前 3 号に定める場合のほか、実施機関が正当な業務執行のため又は公益上のため必要と認めたとき。（第 10 条第 1 項（4））
美唄市個人情報保護条例	前 3 号に定める場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて正当な行政執行のため又は公益上必要と認めたとき。（第 10 条第 1 項（4））
岩見沢市個人情報保護条例	前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があると認めるとき。（第 8 条第 1 項（8））

例えば、三笠市、美唄市の場合は、北海土地改良区、空知中央 NOSAI、JA いわみざわ、桂沢水道企業団に各市から個人情報の提供をする際に、それらの団体において提供された情報を利用して行う業務の公益上の必要性が認められることが提供を行う場合の要件となります。

美唄市においては美唄市個人情報保護条例第 11 条第 1 号第 4 項に基づき、審査会の意見を聴いた上で、外部提供の可否決定をすることとしています。三笠市では、個人情報該当性について総務部文書係で判断できない場合は、個人情報保護審査会に意見を求め、同審査会における判断に委ねるとしています。

「公益上の必要性」の判断については、地方公共団体が独自に個人情報保護条例に関する運用ルールや解説等を作成している場合が少なくなく、岩見沢市の事例のほか、参考として、花巻市個人情報保護条例を例にとると、「公益上の必要」について、「目的外の利用又は提供をすることが、住民負担の軽減、行政サービスの向上など社会一般の利益を図るために必要であることをいう」とされています（「花巻市個人情報保護条例逐条解説」より）。三笠市、美唄市においても、地理空間情報共用を促進するため、「公益上の必要性」についての検討を進めていくことが求められます。

**(3) 提供時の条件付与にかかる判断**

個人情報の利用目的外の利用・提供に際しては、情報の利用者の利用目的に応じ、条件の付与が必要となる場合があります。この条件とは、情報の利用者において秘密を保持することや適正な管理を行うこと、転々流通を防止すること等に主眼を置くものが大半となっています。

## ①岩見沢市のケース

岩見沢市個人情報保護条例第 9 条（提供先に対する措置要求）では、「実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供にかかる個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。」としており、岩見沢市個人情報保護条例施行規則第 3 条に則し、「覚書」を取り交わすと規定されています。規則第 3 条は以下のとおりです。

### 3.6.個人情報を含む地理空間情報を運用する

#### 【岩見沢市個人情報保護条例第3条】

(外部提供に伴う措置)

第3条 市長は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合、条例第9条の規定により必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した覚書を取り交わすほか必要な措置を講ずるものとする。ただし、事務の内容又は性質により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 使用目的以外の使用及び第三者への提供の禁止
- (3) 複写及び複製の禁止
- (4) 提供資料の返還又は廃棄義務
- (5) 事故があった場合の報告義務
- (6) 使用又は管理にかかる検査に応ずる義務
- (7) 損害賠償の義務
- (8) その他個人情報保護のため必要と認められる事項

そのため、岩見沢市では次頁のような覚書の書式を作成しています。また、岩見沢市では、市に対して民間団体から情報提供の申請があった場合、申請者に対し、「使用目的」、「利用範囲」、「効果」等を明らかにする内容の文書の提出を求めることとしています。

〇〇年〇〇月〇〇日

**岩見沢市個人情報保護条例第 9 条及び岩見沢市個人情報保護条例施行規則第 3 条に基づく  
覚書**

岩見沢市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲から乙へ提供される個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて次のとおり覚書を締結する。

**（秘密保持の義務）**

第 1 条 乙は、個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が、個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前 2 項の規定は、個人情報の使用が終了した後においても、また同様とする。

**（滅失等の防止）**

第 2 条 乙は、個人情報を使用するに当たっては、個人情報の改ざん及び滅失、き損その他の事故を防止するため必要な措置を講じなければならない。

**（使用目的以外の使用及び第三者への提供の禁止）**

第 3 条 乙は、個人情報を利用するときは、目的の範囲内で行うものとする。

2 乙は、個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

**（複写及び複製の禁止）**

第 4 条 乙は、個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

**（提供資料の返還義務）**

第 5 条 乙は、個人情報が記録された資料等を、使用終了後、速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

**（事故があった場合の報告義務）**

第 6 条 乙は、個人情報に関し事故が生じた場合は、直ちに甲に報告し、その措置につき甲と協議しなければならない。

**（調査等）**

第 7 条 甲は、この覚書による個人情報の使用の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該使用の処理につき適正な履行を求めることができる。

**（覚書の解除及び損害賠償の義務）**

第 8 条 甲は、乙が覚書の内容に反していると認めるときは、覚書の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

**（その他個人情報保護のため必要と認められる事項）**

第 9 条 この覚書に定めのない事項については、その都度、協議して定めるものとする。

団体名：

代表者名：

印

## ②他の地方公共団体のケース

三笠市個人情報保護条例では、第 10 条 2 項で「実施機関は、個人情報の外部提供をする場合においては、その個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と規定しています。また、三笠市個人情報保護条例施行規則には、第 3 条(目的外利用の手続)、第 4 条(外部提供の手続)

### 3.6.個人情報を含む地理空間情報を運用する

が規定されています。

外部提供に際しては、規則第4条第5項において以下のように明記されています。

#### 【三笠市個人情報保護条例施行規則第4条】

「実施機関は、個人情報の外部提供をする場合は、条例第10条第2項の規定により申請者に対し、次の事項を守らせなければならない。ただし、事務の性質上該当のない事項を除く。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 目的外利用の禁止
- (3) 第三者への提供の禁止
- (4) 複写及び複製の禁止
- (5) その他個人情報の保護のため必要と認められる事項

美唄市個人条例保護法においても、第11条2項で「実施機関は、個人情報の外部提供をする場合においては、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と規定しています。また、美唄市個人情報保護条例施行規則には、第3条(目的外利用の手続)、第4条(外部提供の手続)が規定されています。

外部提供に際しては、規則第4条第5項において以下のように明記されています。

#### 【美唄市個人情報保護条例施行規則第4条】

「市長は、外部提供をする場合には、次の各号に掲げる事項について遵守する旨の条件を付すものとする。ただし、事務の内容又は性質により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 利用目的以外の利用の禁止
- (3) 第三者への提供の禁止
- (4) 複写及び複製の禁止
- (5) 利用期間満了後の返還又は廃棄義務
- (6) 事故報告義務
- (7) 利用又は保管にかかる検査に応ずる義務
- (8) 損害賠償の義務
- (9) その他個人情報保護のため必要と認められる事項

今後、三笠市、美唄市においても、地理空間情報の外部提供を行う際には、岩見沢市に準じた覚書を交わすこと等により、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じておくことが求められます。

### 3.6.2. 民間団体から行政又は他の民間団体に地理空間情報を提供する場合

#### (1) 個人情報保護法における「個人情報」の定義

「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という)では、個人情報について以下のよう

#### 【個人情報保護法第2条】

(定義)  
 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

なお、個人情報保護法第8条の規定に基づき農林水産事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定められた「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成21年7月10日農林水産省告示第924号)」における「個人情報」の定義は、『「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。』とされています。

政府で検討されている、行政機関向けの地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン(素案)で示されている判断フローを参考に、国土計画局が独自に実施した岩見沢地域の実証調査において、民間団体における地理空間情報にかかる個人情報該当性及び利用提供の可否を判断するフローを作成すると図3.6-2のようになります。

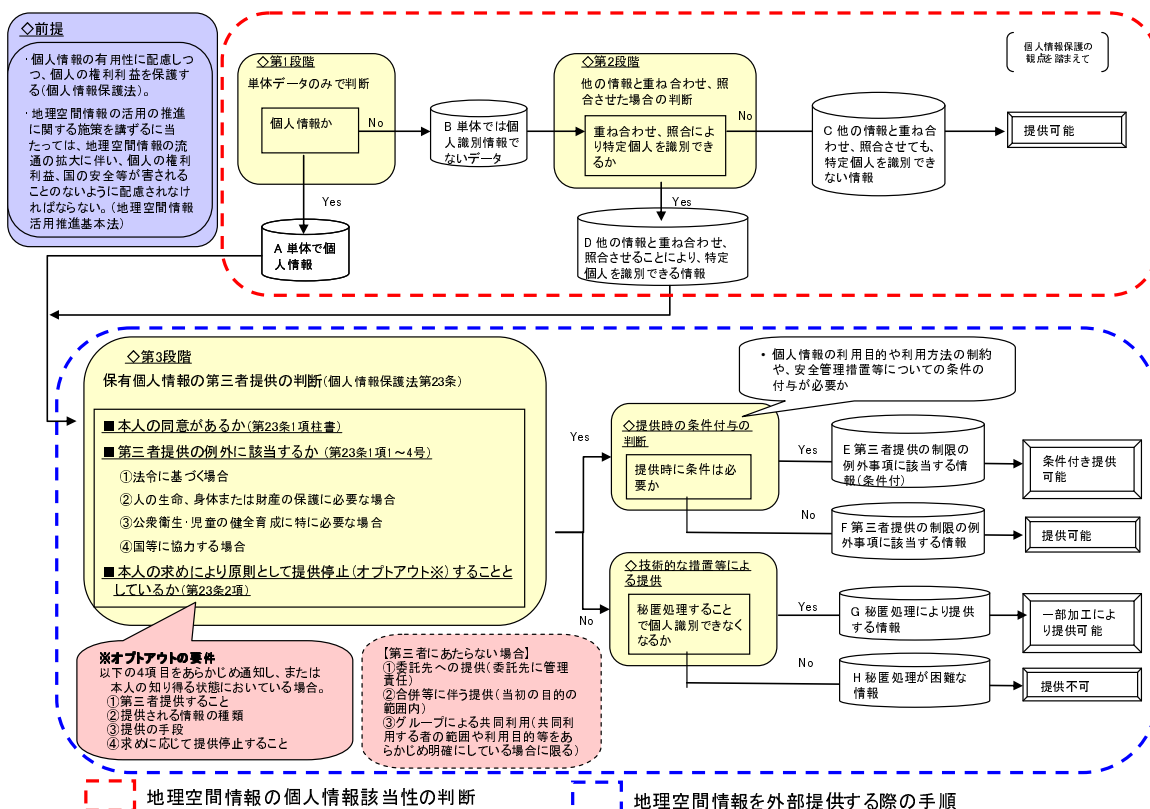


図 3.6-2 民間団体における「個人情報該当性」及び「保有個人情報の利用目的以外の利用・提供」の判断と提供の手順について(国土計画局が独自に実施した岩見沢地域の実証結果として作成)

## (2)個人情報該当性の判断基準

空知中央 NOSAI、北海土地改良区が保有する地理空間情報の中で、共用の対象となる「圃場図」、「農業水利施設位置図」について、「個人情報保護法」及び民間団体を所管する省庁毎に策定された「個人情報の保護に関する法律」に則したガイドラインを踏まえ、各団体の個人情報保護に関する基本方針等に従って適切に取扱うことが求められます。

**表 3.6-6 民間団体が保有する地理空間情報の例(再掲)**

情報名／保有者	内 容
圃場図 (NOSAI)	圃場の区画形状
	土地所有者、耕作者
	作付品目
	面積
農業水利施設位置図 (土地改良区)	農業水利施設名
	農業水利施設位置

### 1)地理空間情報の個人情報該当性の判断（第1段階及び第2段階）

圃場図の区画形状、農業水利施設位置図のいずれも単体では個人情報に該当しないとの判断を各団体から得ました（表 3.6-7）。

#### 第1段階

**表 3.6-7 民間団体の判断結果(第1段階)**

圃場図の「圃場の区画形状」、 「農業水利施設位置図」	⇒単体では、個人情報に該当しない。
-------------------------------	-------------------

表 3.6-6 の地理空間情報について、他の情報と重ね合わせることで個人を識別可能な情報になり得るかの判断については、以下のように整理されました。

圃場の区画形状の個人情報該当性については、地番図に記載される「土地区画形状」と類似していますが、これをさらに分割した情報であり、法務局で入手できる情報以外の内容が含まれたものとなります。さらにこれに農業者の営農計画情報を重ね合わせることで、「土地区画形状」内の耕作者情報や作付品目などの個人情報を特定できるため、個人情報に該当すると考えられます（表 3.6-8）。したがって、圃場図の「圃場の区画形状」については、「他の情報と重ね合わせることで個人を識別可能な情報」として取扱うことを想定し、各団体で外部提供を想定するにあたって、基本方針等を整理することが必要です。

#### 第2段階

**表 3.6-8 民間団体の判断結果(第2段階)**

圃場図の「圃場の区画形状」	⇒単体データとしては個人情報に該当しないが、「他の情報と重ね合わせることで個人を識別可能な情報」であり、個人情報として取扱う。
---------------	---

## 2) 地理空間情報を外部提供する際の手順～地理空間情報の外部提供の可否に関する判断（第3段階）

## ① 第三者への提供

個人情報保護法第23条（第三者提供の制限）では、個人情報取扱事業者は、例外規定に該当する場合を除き、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」としてありますが、所定の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データを第三者に提供することができ、本人の求めがあった場合に後から第三者提供を停止するという方法を取ることができます。この方法を「オプトアウト<sup>(※)</sup>」と呼びます。

## 【個人情報保護法】第23条4項】

（第三者提供の制限）

第二十三条

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

※「第三者提供におけるオプトアウト」とは、提供に当たりあらかじめ、以下の①から④までの事項すべてを、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいう。

- ① 第三者への提供を利用目的とすること。
- ② 第三者に提供される個人データの項目
  - 事例1) 氏名、住所、電話番号
  - 事例2) 氏名、商品購入履歴
- ③ 第三者への提供の手段又は方法
  - 事例1) 書籍として出版
  - 事例2) インターネットに掲載
  - 事例3) プリントアウトして交付等
- ④ 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

出典：「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（平成19年3月 経済産業省）より抜粋

## ② 第三者に該当しない者への提供（共同利用の場合等）

個人データを特定の者との間で共同して利用する場合などは、所定の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当しないとされています（法第23条第4項の3号）。この場合は、本人の同意を得る又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、情報を提供することが可能です。

岩見沢地域における各農業団体と行政との間の地理空間情報の共用については、上記規定の趣旨に沿ったものと考えられます。以下に北海道農業共済組合連合会（北海道NOSAI）とJAいわみざわの事例を示します。

### 3.6.個人情報を含む地理空間情報を運用する

#### a)「北海道農業共済組合連合会（北海道 NOSAI）」の事例

北海道 NOSAI は、「個人情報の保護に関する基本方針について」（平成 17 年 4 月 1 日制定）において、個人情報の取扱いに関して、法令により例外として扱われるべき場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しない旨、明記し、ホームページ上で公開しています。

また、「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」に「個人情報の保護に関する法律に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきもの」として、以下の事項についてホームページ上で公開しています。

- ・当連合会が取扱う個人情報の利用目的（法第 18 条 1 項関係）
- ・当連合会が取扱う保有個人データに関する事項（法第 24 条 1 項関係）
- ・共同利用に関する事項（法第 23 条 4 項第 3 号関係）

北海道 NOSAI では、「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「3.共同利用に関する事項（法第 23 条 4 項第 3 号関係）」において、個人データを「共同して利用する者の範囲」や「利用目的」等について明記しています。空知中央 NOSAI は、北海道 NOSAI の規定に準じて個人情報を取扱うとしています。

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内（抜粋）
<p>個人情報の保護に関する法律に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。</p>
<p>1.当連合会が取扱う個人情報の利用目的 農業災害補償法に規定する事業を実施するため。</p>
<p>2.当連合会が取扱う保有個人データに関する事項                      (1) 当該個人情報取扱事業者（当連合会）の名称 北海道農業共済組合連合会                      (2) すべての保有個人データの利用目的                      ①保険金及び共済金の支払い □損害の認定 □保険料及び共済掛金の徴収 □損害防止事業の実施 □家畜診療等の内容点検・審査 □家畜診療所運営の安定化に必要な分析 □その他本会の目的達成上必要な事項</p>
<p>3. 共同利用に関する事項（法第 23 条第 4 項第 3 号関係）                      法第 23 条第 4 項第 3 号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者の間で共同して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態においているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。                      この規定に基づき、当連合会が共同して利用する場合については次のとおりです。                      (1) 農林水産省、北海道、農業共済組合等との間の共同利用                      ① 共同利用する個人データの項目                      ア.農家氏名、住所、電話番号、口座番号                      イ.引受面積・頭（棟）数、引受収量、共済金額、共済掛金、個体整理簿等引受事務に関する情報                      ウ.共済事故名、被害面積・事故頭（棟）数、減収量、診断書、共済金等損害評価（事故認定）事務に関する情報                      エ.栽培実績及び肥培管理（飼養管理）、使用薬剤名、被害率、金額被害率、人工授精等の損害防止事業（一般及び特定）並びに加入推進等の事務に関する情報                      ② 共同して利用する者の範囲                      当連合会及び当連合会の損害評価会、農林水産省、北海道、農業共済組合等                      ③ 共同利用する者の利用目的                      農業災害補償法に基づく共済事業等の実施のため                      ④ 個人データの管理について責任を有する者                      当連合会</p>

出典：北海道 NOSAI HP [http://www.hknosai.or.jp/uploads/fckeditor/010\\_Kouhyou/01.pdf](http://www.hknosai.or.jp/uploads/fckeditor/010_Kouhyou/01.pdf)



b) 「JAいわみざわ」の事例

JA いわみざわでは、「いわみざわ農業協同組合個人情報保護方針」（平成 17 年 4 月 1 日制定）において、個人データの第三者への提供に関して法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しない旨を掲げており、これを遵守することを明記しています。その上で、「個人情報保護法にもとづく公表事項等に関するご案内」（平成 17 年 4 月 1 日制定、平成 21 年 4 月 1 日最終改訂）に以下の事項について明記しています。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・当組合が取扱う個人情報の利用目的（法第 18 条 1 項関係）</li><li>・当組合が取扱う保有個人データに関する事項（法第 24 条 1 項関係）</li><li>・個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について</li><li>・共同利用に関する事項（法第 23 条 4 項第 3 号関係）</li></ul> |
|---|

JA いわみざわでは、「個人情報保護法にもとづく公表事項等に関するご案内」（平成 17 年 4 月 1 日制定、平成 21 年 4 月 1 日最終改訂）において、「4.共同利用に関する事項（法第 23 条 4 項第 3 号関係）」として、「個人データを特定の者との間で共同して利用する場合」について、以下のとおり、「共同して利用する者」や「利用目的」について明記しています。

### 3.6.個人情報を含む地理空間情報を運用する

いわみざわ農業協同組合「個人情報保護法にもとづく公表事項等に関するご案内」(抜粋)	
<p>4.共同利用に関する事項(法第23条4項第3号関係)</p> <p>法第23条4項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。</p> <p>この規定にもとづき、当組合が共同して利用する場合については次のとおりです。</p>	
(1) 全国共済農業協同組合連合会との間の共同利用	(略)
(2) 北海道農業信用基金協会等との共同利用	(略)
(3) 手形交換所等との共同利用	(略)
(4) 土地改良区等との間の共同利用	
① 共同利用する個人データの項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の地番、地目、地質、作目、地権者の権利関係</li> <li>・農家世帯主名、住所・電話番号</li> <li>・作付計画その他規模拡大等農業経営に関する意向</li> </ul>
② 共同して利用する者の範囲	当組合、市町村、土地改良区および農業委員会
③ 共同利用する者の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農業ビジョンの策定、農作業受委託事務</li> <li>・農地の集団化、作業計画等の調整</li> <li>・権利移動の調整</li> <li>・適地・適作の促進等の支援</li> </ul>
④ 個人データの管理について責任を有する者	当組合
(5) 農業共済組合等との間の共同利用	
① 共同利用する個人データの項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家氏名、住所、連絡先</li> <li>・農畜産物の生産数量、品質、価格、牛の識別番号等に関する情報</li> <li>・納入共済掛金、賦課金、支払共済金、診療費、無事戻金等取引内容、その他の取引関連情報</li> <li>・栽培実績及び肥培管理(飼養管理)等の地域農業振興に関する情報</li> <li>・その他共同利用する者の利用目的のために必要な情報</li> </ul>
② 共同して利用する者の範囲	当組合、空知中央農業共済組合および北海道農業共済組合連合会
③ 共同利用する者の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業災害補償法にもとづく共済事業等の円滑な実施</li> <li>・営農指導、農家経営の安定等、地域農業の振興</li> </ul>
④ 個人データの管理について責任を有する者	当組合、空知中央農業共済組合
<p>5.備考</p> <p>当組合が、ご本人への通知、ご利用約款等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させていただきますことにつき、ご了承ください。</p>	

出典：JA いわみざわ HP [http://www.ja-iwamizawa.or.jp/Rainbow\\_page/h21.10kojinjouhouhogo2.pdf](http://www.ja-iwamizawa.or.jp/Rainbow_page/h21.10kojinjouhouhogo2.pdf)

### 3.6.3.個人情報保護の観点からの外部提供・運用ルールのおまとめ

ここでは、前述までの検討結果を踏まえ、岩見沢地域における個人情報保護の観点からの地理空間情報の外部提供や運用のルールについて、整理をします。

#### (1)行政が保有する個人情報に該当する地理空間情報の提供

##### 1)第1段階

地番図の「地番」「土地の区画形状」、「航空写真」については、岩見沢市では、単体では個人情報に該当しないと判断しています。また、三笠市、美唄市においては、地番図の「地番」「土地の区画形状」については、岩見沢市同様に単体では個人情報に該当しないという判断です。しかし、航空写真については、外部提供を行ったことがないこと、現在保有している航空写真の撮影時期が比較的古いものであること等から、実際の判断は、具体的なケースが発生した時点で行うとしており、現時点では、岩見沢市の判断が参考になるという見解です。このため、今後の外部提供に備え、三笠市、美唄市における航空写真の個人情報該当性についての判断基準を明確にしておく必要があります。

##### 2)第2段階

単体で個人情報に該当しない地理空間情報においても、「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報」であれば、個人情報として取扱う必要があります。岩見沢市においては、地番図の「地番」「土地の区画形状」については、法令の規定により又は慣例として公にされているという事実があると認められると判断しています。また、航空写真においては、単体データとしては個人情報に該当しませんが、公にすることで、一般に他者に知られたくない情報が明らかとなるかどうかという観点からのチェックが必要となっています。一方、三笠市及び美唄市においては、現時点では、地番図の「地番」「土地の区画形状」の取扱いについて、明確な判断ができていない状況にあり、今後の外部提供に向けて、判断基準を明確にしておく必要があります。

##### 3)第3段階

最後に、個人情報に該当する地理空間情報の外部提供に関する可否の判断が求められます。岩見沢市においては、同市の個人情報保護条例で定めのある「国等」に、空知中央 NOSAI は該当すると解釈しています。また、同条例の「事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについてやむを得ない理由があると認められるとき」に該当するかどうかを判断する手順も明確にしており、今後の運用上は、この手順に則り外部提供がなされるものと考えられます。なお、今回の実証においては、岩見沢市個人情報保護条例第9条の提供先に対する措置請求に基づき、関係者間で「岩見沢市地番図情報等利活用等推進モデル事業に関する覚書」を交わし、提供を行っています。三笠市、美唄市においても、外部提供の判断の手順を明確にしておくことが求められます。

これまで整理してきたように、岩見沢地域においては、岩見沢市、三笠市及び美唄市における個人情報保護条例の内容には相違がみられます。また、三笠市、美唄市では、個人情報保護の観点からの外部提供の判断基準について、現時点では、岩見沢市のような十分な判断基準がなく、運用上のルールも明確にはなっていません。そのため、今後、同様の地理空間情報でも各市において、外部提供の

### 3.6.個人情報を含む地理空間情報を運用する

判断基準が異なる恐れがあります。しかしながら、本調査の検討を受けて、三笠市、美唄市においても、先行して外部提供を行っている岩見沢市の判断基準が参考になるとの見解を示しているため、各市の今後の運用上の外部提供の判断等に大きな相違は見られないものとも考えられます。

そのため、岩見沢地域において、今後、行政が保有する個人情報に該当する地理空間情報を外部提供していくにあたっては、岩見沢市の判断基準を参考にして、各市においても外部提供にかかるルールを明確にし、他団体間への円滑な外部提供が進むよう対応していくことが求められます。

## (2)農業団体における個人情報に該当する地理空間情報の利用及び外部提供

### 1)空知中央 NOSAI による圃場図の整備及び利用

空知中央 NOSAI が提供を受けた地番図・航空写真等については、個人情報に該当する地理空間情報として取扱う必要があり、情報流出や不正利用がなされないよう、本団体内での取扱ルールに則って、適正な運用がなされる必要があります。また、情報提供者（行政）からの提供情報の使用状況にかかる報告要請がある場合には、適切に対応する必要があるため、情報管理責任者を配置する等の対応が必要になります。岩見沢市が本実証と連携して実施している「岩見沢市地図情報等利活用推進モデル事業」による覚書では、「(岩見沢市は)個人情報の使用の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該使用の処理につき適正な履行を求めることができる」と定めています。

また、空知中央 NOSAI においては、提供元の行政機関と定めた利用約款における利用目的・範囲に基づき、提供を受けた地理空間情報を利用することとなります。

### 2)空知中央 NOSAI から JA いわみざわへの提供

空知中央 NOSAI は自機関の業務での利用以外にも、整備した圃場図、あるいはその属性情報等について、JA いわみざわと共用し、また、要望があれば他団体への外部提供を行うことを予定しています。その際、個人情報に該当する地理空間情報となるかどうか、民間団体用の判断フローに基づき検討し、適切な取扱いが必要となります。なお、圃場図については、土地所有者、耕作者等の個人情報を有するほか、区画形状についても、他の情報と重ね合わせることで個人を識別可能な情報であり、個人情報として取扱うものと判断されます。

民間事業者が外部提供を行う際、第三者への提供に該当するのであれば、オプトアウトの措置を取っておくことで、本人同意がなくても外部提供を行うことが可能となります。特定の者との間での共同利用として利用する場合は、所定の事項についてあらかじめインターネット等で公開しておけば、第三者に該当しない者への提供となり、本人同意を得ることやオプトアウトを行うことなく、情報を提供することが可能となります。

空知 NOSAI においては、既に北海道 NOSAI の規定に準じて個人情報を取り扱うこととしていることから、農業関連団体との共同利用においては、第三者提供によらないものと判断することができます。つまり、圃場図のような個人情報に該当する地理空間情報であっても、JA いわみざわへの利用目的に沿った提供であれば、個人情報保護の観点からは、特段の定めや手続きがなくても、提供することが可能であると考えられます。

なお、提供を受けた JA いわみざわにおいても、その後の取扱いについては、上記の空知中央 NOSAI と同様と考えられます。

### (3)空知中央 NOSAI による組合員への情報提供

空知中央 NOSAI は、整備された圃場図や行政から提供を受けた航空写真のデータを用いて、組合員へ自身の作付情報を記録した図面等を紙ベースで提供することを予定しています。個人情報の取扱い上では、紙ベースの情報であること、提供を受ける組合員本人の情報であることから、提供上の制限等はないものと考えられます。しかしながら、将来的に電子的な提供も考えられることから、その際には、組合員以外の個人情報を確実に削除する等の対応を図る必要があると考えられます。

memo .....

.....